

(別紙)

「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」(昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p>(イ)生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合 (表 略)</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5. 昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料の指定)の1の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に「牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである」旨を記載すること。</u></p> <p><u>6. 生産に当たって動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が使用されたもの(牛由来の原料を原料としたものを除く。)については、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」と記載すること。</u></p> <p><u>7. 生産に当たって牛由来の原料を原料としたものについては、「この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。」と記載すること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p>(イ)生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合 (表 略)</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5. 昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料の指定)の1の(イ)又は(ロ)に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に「牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである」旨を記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

8. 生産に当たって肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）第 1 条第 1 号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を明記して次の記載例により記載すること。

（記載例）

牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を 5 % 使用したものである。

（ロ） 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合（略）

附 則

1. この通知は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

2. この通知の施行の日前に生産され、又は輸入された牛由来の原料を原料として生産された特殊肥料（堆肥を除く。）については、当該特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、この通知の施行の日前においても、この通知による改正後の「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和 60 年 1 月 21 日付け 60 農蚕第 54 号農林水産省農蚕園芸局長通知）の（別記様式）（イ）の備考 5～8 までの規定（（ロ）において準用する場合を含む。）の例により、当該肥料の表示事項を表示することができる。

（新設）

（ロ） 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合（略）